

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第6号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当の支給)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～9 [略]</p>	<p>(扶養手当の支給)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>第10条の2 <u>給与条例第27条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u></p> <p>(1) <u>公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの</u></p> <p>(2) <u>教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものうち給与条例第38条第5項の規定により職制上の段階、職務の級等を考慮して定められる割合(以下「加算割合」という。)が100分の20である職員</u></p> <p>(3) <u>研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものうち加算割合が100分の20である職員</u></p> <p>(4) <u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものうち加算割合が100分の20である職員</u></p> <p>(5) <u>医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものうち加算割合が100分の20である職員</u></p> <p>2 <u>給与等条例第22条第3項の県人事委員会規則で定める職員は、教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものうち給与等条例第29条第5項の規定により職制上の段階、職務の級等を考慮して定められる割合が100分の20である職員とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～9 [略]</p> <p>10 <u>平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第11条中「給与条例」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年岩手県条例第73号)附則第5項の規定により読み替えられた給与条例」と、「給与等条例」とあるのは「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成28年岩手県条例第74号)附則第5項の規定により読み替えられた給与等条例」とする。</u></p> <p>11 <u>平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第11条中「給与条例」とあるのは、「一般職の職員の給与に関す</u></p>

る条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第73号）
附則第6項の規定により読み替えられた給与条例」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。